

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第20号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（昭和31年静岡県規則第67号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(申請書の様式等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請書又は免許証の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>省令第2条</u>に規定する申請書 様式第1号</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 前項第1号に定める申請書には、法第5条第2項に該当しないことを証する次の書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第5条第2項第1号の事由については、麻薬、大麻又はあへんの中毒者でない旨の医師の診断書</u></p> <p>(2) <u>法第5条第2項第3号の事由については、市町村長の発行した身分証明書</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項第3号に定める申請書には第2項の書類を、前項第4号に定める届書には免許証(省令第3条第2号に規定する事項を変更した場合に限る。)を添えなければならない。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>大麻取扱者免許申請書 (略)</p> <p>次のとおり大麻取扱者の免許を受けたいので、<u>大麻取締法施行規則第2条</u>の規定により申請します。</p> <p>(略)</p> | <p>(申請書の様式等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請書又は免許証の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>省令第2条第1項</u>に規定する申請書 様式第1号</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 前項第4号に定める届書には、免許証(省令第3条第2号に規定する事項を変更した場合に限る。)を添えなければならない。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>大麻取扱者免許申請書 (略)</p> <p>次のとおり大麻取扱者の免許を受けたいので、<u>大麻取締法第5条第1項</u>の規定により申請します。</p> <p>(略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部改正)

2 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|-----|---|---|-----|---|
| (市町が処理することとされる事務) | | | (市町が処理することとされる事務) | | |
| 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 | | | 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 | | |
| (略) | | | (略) | | |
| 12 | (略) | 大麻取締法施行細則（昭和31年静岡県規則第67号） <u>第2条第5項</u> に規定する書換え交付に係る免許証の手交 | 12 | (略) | 大麻取締法施行細則（昭和31年静岡県規則第67号） <u>第2条第4項</u> に規定する書換え交付に係る免許証の手交 |
| (略) | | | (略) | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。